

# 東京都廃棄物処理計画

〈平成 23 年度-平成 27 年度〉

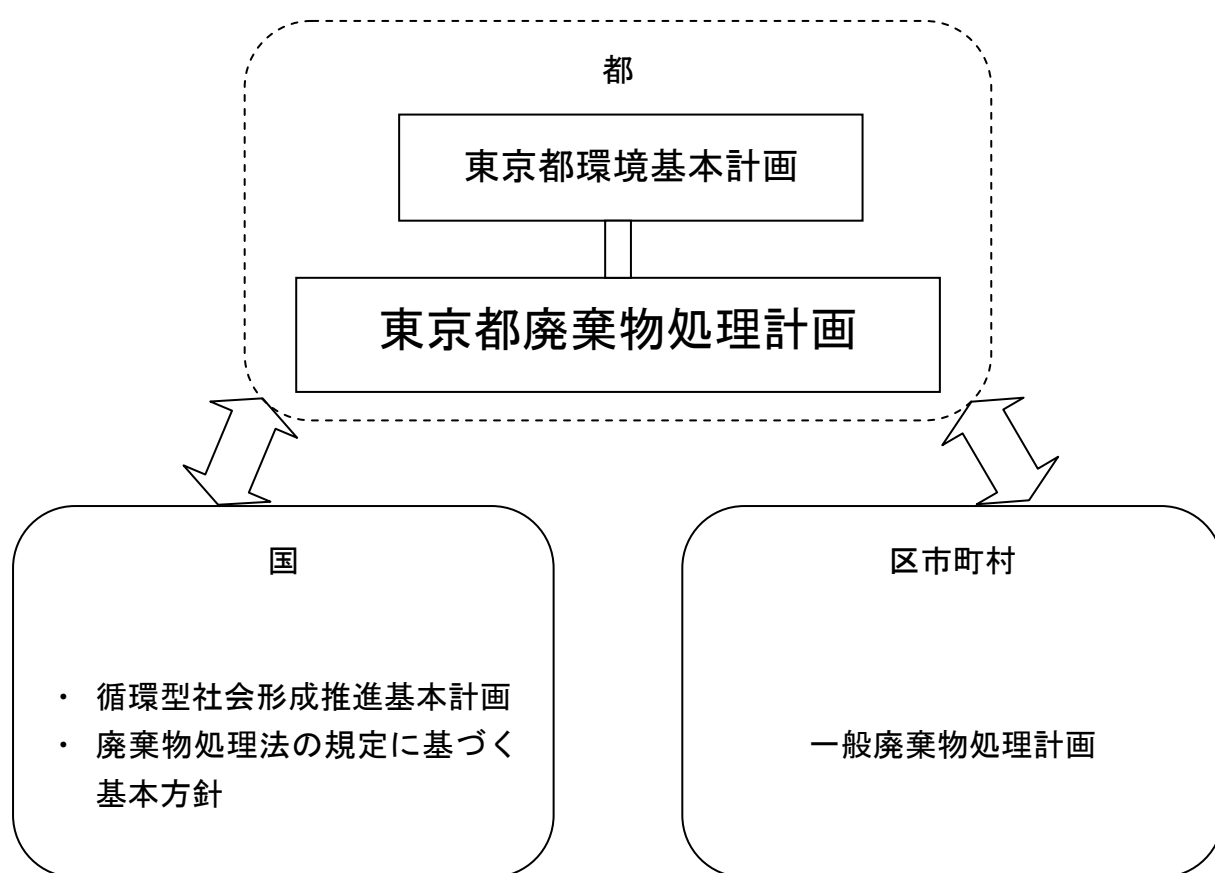


## 目次

計画の性格	1
計画の期間	1
東京都廃棄物処理計画の概要	2
1 計画目標	3
2 主要施策	
(1) 3R施策の促進	
ア 発生抑制・リユースの促進	9
イ リサイクルの促進	12
ウ 3R効果の見える化	15
エ 3Rの取組を支える体制づくり	16
(2) 適正処理の促進	
ア 有害廃棄物の適正処理の促進	17
イ 産業廃棄物の適正処理の促進	18
ウ 一般廃棄物の適正処理の促進	18
エ 廃棄物処理施設の適切な管理運営	19
(3) 静脈ビジネスの発展の促進	
ア 優良な処理業者が優位に立てる環境づくり	20
イ スーパーエコタウン事業の推進	21
ウ 共同技術研究の実施	21
附属資料	24
I 前回の東京都廃棄物処理計画の計画目標に対する取組と成果	25
II データ・参考資料	29
III 用語解説	35

## 計画の性格

- 東京都廃棄物処理計画は、東京都環境基本計画に基づく廃棄物分野の計画であり、主要な施策を示すものである。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法\*」という。）第5条の5の規定に基づき策定する計画である。
- 東京から循環型社会を実現していくために必要な施策を定めるものである。



## 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

注 本文中\*印を付している用語は、附属資料Ⅲ用語解説を参照

## 東京都廃棄物処理計画の概要

<b>計画期間</b>	平成23年度から平成27年度まで（5年間）
<b>計画目標</b>	平成27年度の最終処分量を平成19年度比30%減とする。 （125万トンに削減） 内訳：一般廃棄物25万トン・産業廃棄物100万トン

### 【主要施策】

3R施策の促進	適正処理の促進	静脈ビジネス発展の促進
<b>発生抑制・リユースの促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ ごみを出さない社会の定着</li><li>○ 家庭ごみの有料化</li></ul>	<b>有害廃棄物の適正処理の促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 微量PCB廃棄物の適正処理のための体制整備</li><li>○ 都の埋立処分場での飛散性アスベスト受入継続</li><li>○ 水銀使用量の削減と適正処理</li></ul>	<b>優良な処理業者が優位に立てる環境づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 排出事業者の適正処理コストの負担</li><li>○ 業界構造・実態の把握に努め、処理業者・リサイクル業者を専門家として育成</li></ul>
<b>リサイクルの促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 都市鉱山の開発</li><li>○ 種類別の取組</li><li>○ 静脈物流の効率化</li><li>○ 熱回収の高効率化</li><li>○ 埋立処分場からのメタンガスの活用</li></ul>	<b>産業廃棄物の適正処理の促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 非飛散性アスベスト及び廃石こうボードの分別・適正処理の徹底</li><li>○ 産廃Gメンの活用等による不法投棄撲滅のための指導強化</li></ul>	<b>スーパーエコタウン事業の推進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ スーパーエコタウン事業者の成果を先進的な取組事例として、国内外に向け積極的に情報発信</li></ul>
<b>3R効果の見える化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 資源投入量の見える化</li><li>○ 資源の循環的利用による温室効果ガス削減効果の見える化</li><li>○ リサイクルに関する費用の透明化</li></ul>	<b>一般廃棄物の適正処理の促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ エアゾール缶、ライター等の危険物及び在宅医療廃棄物の適正処理の促進</li></ul>	<b>共同技術研究の実施</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 廃棄物処理技術・リサイクル技術の高度化を図るため産学公連携による共同技術研究調査の実施</li></ul>
<b>3Rの取組を支える体制づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ グリーン購入の普及啓発の促進</li><li>○ 環境教育・普及啓発の推進</li></ul>	<b>廃棄物処理施設の適切な管理運営</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 埋立処分場の環境負荷及び維持管理費用の低減</li><li>○ 区市町村のリサイクル施設等への指導・助言</li></ul>	

## 1 計画目標

循環型社会の構築には、貴重な埋立空間をより長く使い続けることが必要である。

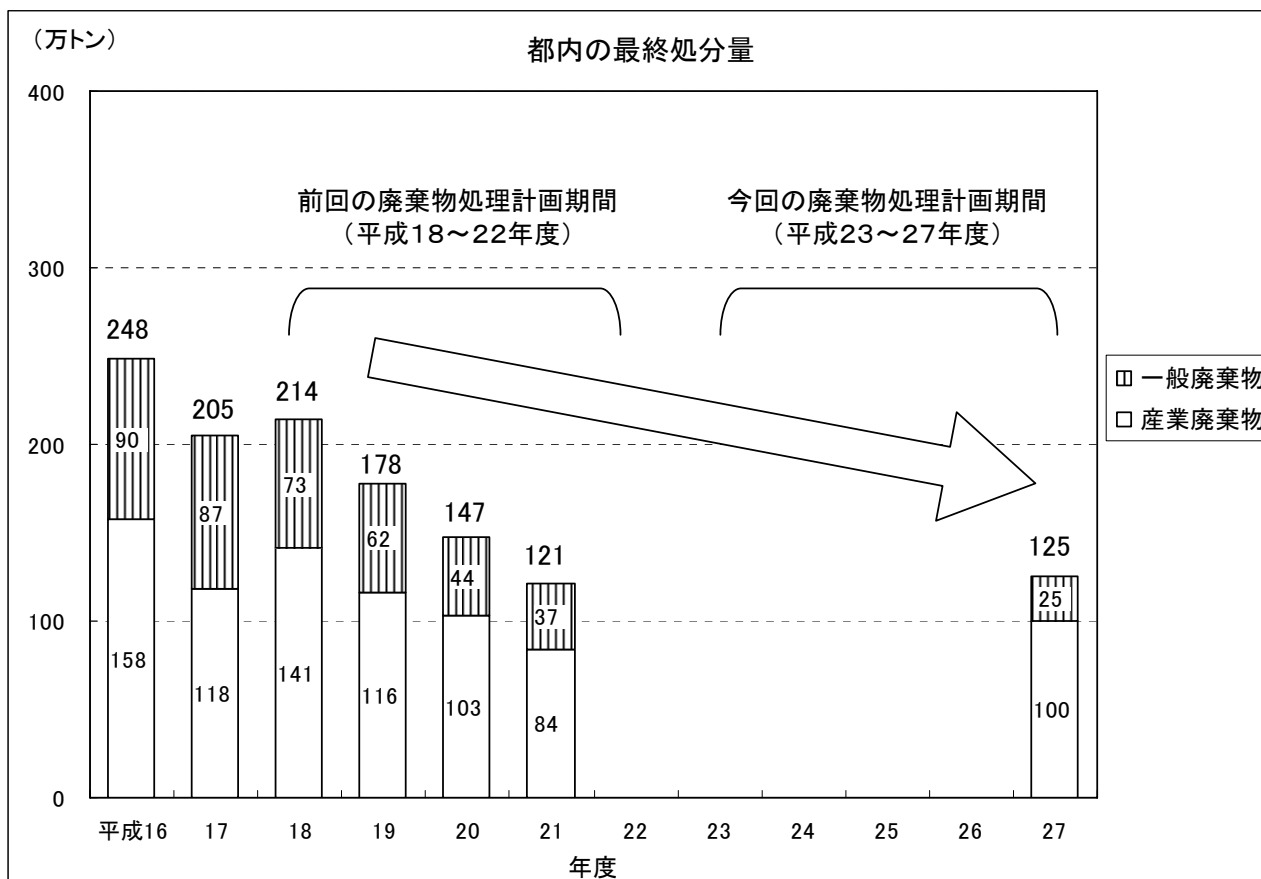
このため、計画期間の最終年度である平成27年度までに達成すべき数値目標として、一般廃棄物\*及び産業廃棄物\*の最終処分量の減量目標を掲げ、その達成に努めていく。

### 【計画目標】

平成27年度の最終処分量を平成19年度から30%減（125万トン）とする。

（基準年度は、国と比較可能な平成19年度とした。）

	平成19年度 (実績)	平成27年度 (計画目標)	平成19年度 対比
一般廃棄物	62万トン	25万トン	60%減
産業廃棄物	116万トン	100万トン	14%減
合計	178万トン	125万トン	30%減



(参考)

- 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理法に基づく基本方針）（平成22年12月）における目標

平成27年度	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成19年度に対し、約5%削減	平成19年度に対し、増加を約1%に抑制
再生利用量	平成19年度に対し、約20%から約25%に増加	平成19年度に対し、約52%から約53%に増加
最終処分量	平成19年度に対し、約22%削減	平成19年度に対し、約12%削減

※環境省資料を基に作成

（上記の表中、一般廃棄物・産業廃棄物の合計の最終処分量の削減目標は、平成19年度に対し、約15%の削減となる。）

- 循環型社会形成推進基本計画\*（平成20年3月）における最終処分量の目標

平成27年度の最終処分量を、平成2年度からおおむね80%減、平成12年度からおおむね60%減の2,300万トンを目標とする。

（これは、平成19年度実績2,700万トンに対し、約15%減となる。）

## 計画目標の設定について

### (1) 一般廃棄物

#### ア 排出量

- 平成10年以降、都内の人口は増加傾向にあるが、ごみの排出量は減少傾向にある。その主な要因の一つは、製造業者や販売店による回収・リサイクル量、事業所における古紙回収や食品リサイクル量を排出量にカウントしていないことが考えられる。
- 今後の都内の夜間人口・昼間人口は、平成27年頃まで増加が見込まれているが、経済が回復し、夜間人口・昼間人口が増加すると、ごみの排出量は人口の増加に伴い2～3%増加するものと考えられる。
- しかしながら、持続可能な資源利用のためには、ごみの排出量2～3%増のシナリオに対し、10%程度の発生抑制が必要になると考えられる。
- 以上の想定から、目標年次である平成27年度におけるごみの排出量は、475万トンと予測した。

#### イ 再生利用量

- 東京都分別収集促進計画（平成22年8月策定）では、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集の実施区市町村の増加により、平成19年度に対し10万トン程度の分別収集量の増加を見込んでいることから、資源収集量を100万トンと見込んだ。

#### ウ 最終処分量

- 焼却灰の溶融スラグ\*化、エコセメント\*化等のごみ処理過程における資源化量は、平成19年度実績と同程度の25万トンと見込んだ。
- 焼却（熱回収）による減量は、排出量の減少から、平成19年度に対し微減となる325万トンと見込んだ。
- 以上の想定から、最終処分量を25万トンに削減することとした。

## (2) 産業廃棄物

### ア 排出量

- 近年、産業廃棄物の排出量は2, 200～2, 400万トン程度で推移している。
- 排出量の6割程度を占める上下水道汚泥の排出量は、今後、大幅な増減はないと想定し、1, 300万トンと見込んだ。
- 排出量の3割程度を占める建設業からの排出は、高度成長期に建設された建築物等が更新期を迎え、建築物の解体工事等に伴う建設廃棄物\*の排出量の増加、高速道路の建設に伴う建設泥土\*の排出等から、平成19年度と同規模の900万トンと見込んだ。
- また、製造業から排出される廃棄物は、今後の景気の回復傾向を見据え、平成19年度と同規模の150万トンと想定した。
- 以上の想定から、目標年次である平成27年度の産業廃棄物の排出量は、平成19年度と同規模の2, 400万トンになると予測した。

#### 【業種別排出量】

	平成19年度	平成27年度
上下水道業	1, 306万トン	1, 300万トン程度
建設業	903万トン	900万トン程度
製造業	147万トン	150万トン程度
その他	55万トン	50万トン程度
合計	2, 411万トン	2, 400万トン程度



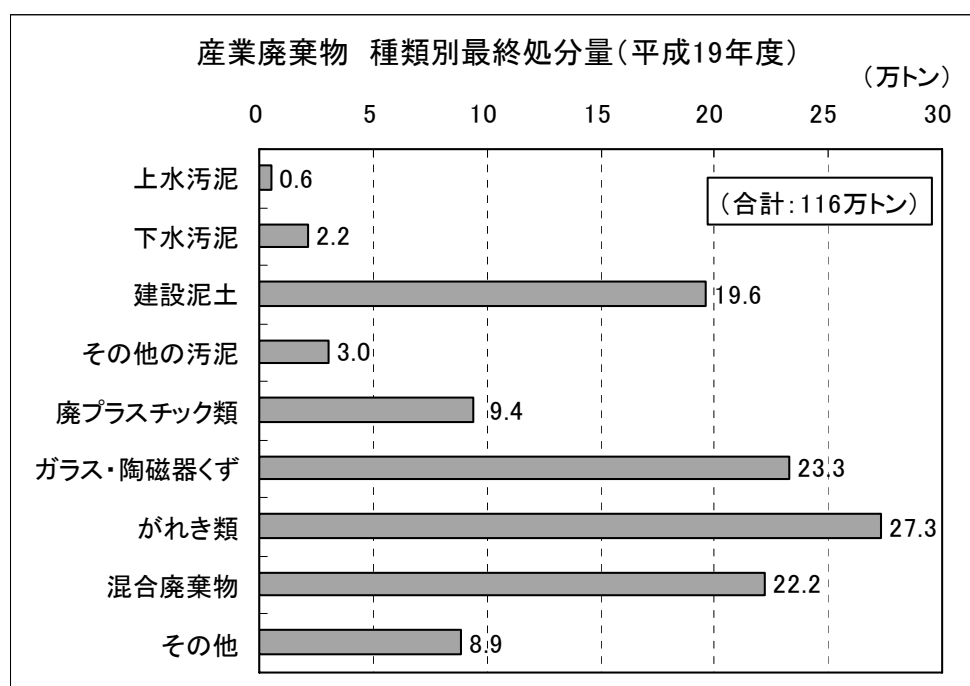
## イ 再生利用量

- 建設廃棄物については、建築物等の長寿命化や土木工事の減少等により、多くの廃棄物等を原料として受け入れてきたセメント産業の生産量が長期的な減少傾向にあるため、再生利用の大幅な拡大は、見込めないと想定した。
- 廃プラスチック類については、廃プラスチック類の埋立ゼロに関する協定等により、一層のリサイクルを推進する。
- 混合廃棄物については、分別や可燃性廃棄物の熱回収利用を進めていく。
- 木くずについては、材料としての利用及びエネルギー燃料としての利用の双方を維持する。
- 以上から、平成27年度の再生利用量は、平成19年度と同程度となる760万トンと見込んだ。

## ウ 最終処分量

- 廃プラスチック類の埋立をゼロにする。
- また、混合廃棄物は、排出事業者による分別の促進等から、最終処分量をおおむね半減にすることを見込んだ。
- 以上から、最終処分量を100万トンに削減することとした。

(参考)



## (計画目標の内訳)

区分		平成19年度 (実績)	平成27年度 (計画目標)	平成19年度 対比
一般廃棄物	排出量 (a)	513万トン	475万トン	7%減
	再生利用量 (b)	資源収集 91万トン	資源収集 100万トン	再生利用率 26%に増
		再生資源化量(注) 24万トン	再生資源化量(注) 25万トン	
	焼却(熱回収) による減量 (c)	336万トン	325万トン	
	最終処分量 (d=a-b-c)	62万トン	25万トン	60%減
産業廃棄物	排出量 (e)	2,411万トン	2,400万トン	0.5%減
	再生利用量 (f)	757万トン	760万トン	再生利用率 32%で同じ
	焼却(熱回収)・ 脱水等による減量 (g)	1,538万トン	1,540万トン	
	最終処分量 (h=e-f-g)	116万トン	100万トン	14%減
最終処分量合計 (i=d+h)		178万トン	125万トン	30%減

(注)再生資源化量は、区市町村の処理施設において、不燃ごみ、粗大ごみ等から金属等の資源を回収した量及び溶融スラグやエコセメント等として資源化した量

## 2 主要施策

### (1) 3R\*施策の促進

#### ア 発生抑制・リユースの促進

##### 【ごみを出さない社会の定着】

- リサイクルの取組と比べ、ごみの発生抑制（リデュース）、リユースの取組は進んでいない。この2Rを促進するためには、都民だけでなく、製造事業者やサービス提供事業者の理解や協力を得ることが重要である。
- ごみの発生を抑制するために、マイボトルを持ち歩く、宿泊時にマイ歯ブラシを持参する、ものを修理して長く使う、生ごみの水切りをするなど、都民のライフスタイルの見直しを促していく。
- 製造事業者やサービス提供事業者に対しては製造段階における省資源化・簡素化・軽量化等の推進、リターナブルびん\*の使用、レジ袋有料化の取組などを促していく。
- 都は、使い捨て製品をはじめとするごみの削減のために、都民や事業者が取り組むことが可能な行動メニューとその効果の提示や、事業者による先進的な取組事例の紹介、自発的な取組を促進するようなインセンティブの検討などを行っていく。

## (参考) 九都県市\*における取組

### 容器包装ダイエツト宣言

九都県市では、容器包装の減量化やリサイクルを促進するために、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に規定する特定事業者の「容器包装の発生抑制や減量化等の自主的な取組」を支援する「容器包装ダイエツト宣言」を2005（平成17）年11月から開始した。

これまでに70社以上の企業が、九都県市容器包装ダイエツト宣言のホームページ（<http://www.diet-youki.jp/>）上で、飲料容器の軽量化、商品包装の簡素化、詰め替え製品の普及、容器等の製造・運搬・販売・配布等の環境への配慮等、容器包装の発生抑制や減量化等に関する自主的な取組の内容を広く紹介している。また、容器包装ダイエツト宣言をした企業は、九都県市が作成したロゴマークを商品や広告等に使用することができる。

### 九都県市3R普及促進事業

九都県市では、循環型社会の形成を進めるために、3Rの取組について広く普及啓発を図っている。2007（平成19）年は、各都県市の環境関係イベントにおいて、学生や市民団体等と連携して、マイバッグの使用による発生抑制を始めとした3Rの推進を呼びかけ、2008（平成20）年は、各都県市におけるイベントでの食事の提供において、オリジナルリユース食器を使用し、参加者に対してリデュースとリユースの推進を呼びかけるとともに、イベントでのごみの発生抑制に取り組んだ。また、2009（平成21）年は、電車広告等によりマイボトルを使用可能なコーヒーショップ等を紹介するなど、コーヒーショップ等の事業者と連携し、マイボトルの使用を呼びかけた。

2010年（平成22）年は、引き続き、コーヒーショップ等の事業者と規模を拡大して連携し、マイボトルの使用を呼びかけ、九都県市の区域内の住民の意識啓発を図った。また、宿泊施設の歯ブラシ等に代表される使い捨て用品について、宿泊事業者等と連携し、利用者に持参を呼びかけるなど、九都県市の区域内での廃棄物発生抑制に取り組んだ。

<容器包装ダイエツト宣言ロゴマーク> <3R普及促進事業ポスター>



### 【家庭ごみの有料化】

- 家庭から排出される一般廃棄物の排出を抑制するためには家庭ごみの有料化が有効な施策の一つである。東京都内においても22市町において家庭ごみの有料化を導入している（平成22年4月現在）。
- 都は、東京都全体の共通課題として、既に有料化を導入している市町村の減量効果やリバウンドの有無、戸別（各戸）収集\*などの併用施策の取組状況を調査・分析するとともに、導入を検討している区市町村と実施済みの区市町村との情報交換の場を設定するなど、積極的に導入の支援を行っていく。
- 有料化の料金と処理経費との関係を明らかにすることは、住民の理解を得ることに有効であるため、区市町村に対し、処理経費について公表することを働きかけていく。

（参考）ごみ有料化導入済市町村一覧（平成22年4月）

	有料化市町村	開始年月日
1	奥多摩町	昭和30年 7月
2	青梅市	平成10年10月
3	日野市	平成12年10月
4	清瀬市	平成13年 6月
5	昭島市	平成14年 4月
6	福生市	平成14年 4月
7	羽村市	平成14年10月
8	東村山市	平成14年10月
9	あきる野市	平成16年 4月
10	調布市	平成16年 4月
11	大島町	平成16年 4月
12	八王子市	平成16年10月
13	武蔵野市	平成16年10月
14	稲城市	平成16年10月
15	瑞穂町	平成16年10月
16	小金井市	平成17年 8月
17	町田市	平成17年10月
18	狛江市	平成17年10月
19	西東京市	平成20年 1月
20	多摩市	平成20年 4月
21	三鷹市	平成21年10月
22	府中市	平成22年 2月

## イ リサイクルの促進

### 【都市鉱山の開発】

- 天然資源採取量及び最終処分量の削減のためには、分別収集等を促進し、資源としての回収を促進していく必要がある。  
例えば、家電リサイクル法\*の対象外であり、その多くが不燃ごみとして埋立処分されている電気電子製品には、レアメタル\*といわれる有用な金属資源が含まれている。  
これらの様々な電気電子製品を効率的に回収し、その中に含まれる有用な金属資源をリサイクルすることは、地球規模での環境負荷低減につながる。
- これまでの国のモデル事業における経験等に基づき、人口が集中する東京の特性を生かした効率的な回収方法などについて、区市町村や事業者と連携し、検討を進め、金属資源の回収システムの構築に取り組んでいく。
- 自動車リサイクル法\*の対象となっていない電気自動車のモーターやバッテリーなど新たな資源回収について、必要な措置を国に働きかけていく。
- 現在、回収されておらず、埋立処分されている不燃ごみや粗大ごみのうち、回収・リサイクルが可能な資源がどのくらいあるのか、下水汚泥やし尿に含まれるリンの回収など、新たな資源回収の可能性等について分析・調査し、効率的な回収方法について検討を進めていく。

### (参考) 廃棄された携帯電話



携帯電話 1 台あたりに含まれる金属資源

金属の種類	含有量
金	0.027グラム
銀	0.1グラム
銅	15.2グラム
パラジウム	0.1グラム

※中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会）資料を基に作成

### 【種類別の取組】

- リサイクルの促進に当たっては、ペットボトルをペットボトルの素材として使うリサイクルなど、容器包装廃棄物のリサイクル促進について検討していく。
- また、建設廃棄物\*の廃石こうボードや建設泥土など、廃棄物の種類に応じた効果的なリサイクル促進策を検討し、対策を講じていく。
- 区市町村において古紙などの資源が適正に回収され、リサイクルされるよう、区市町村や関係団体等と連携して、資源持ち去りの状況把握や古紙回収業者による業界独自の認証制度の活用など対策の強化を図っていく。

### 【静脈物流\*の効率化】

- 廃棄物処理やリサイクルの分野においては、排出場所（工事現場、オフィスなど）から個々に中間処理施設へ直接運ぶ収集運搬方式、積載能力に満たない状態での運搬などが恒常的に行われており、非効率的な物流システムとなっている。  
循環型社会を実現するためには、動脈分野と同様に、静脈分野における物流システムの効率化・高度化が必要不可欠である。
- そのため、静脈物流の効率化・高度化について検討するための基礎調査を実施し、静脈物流全般に関する現状の分析や課題の抽出、その解決方法を調査するとともに、環境負荷削減効果などを推計する。
- また、小口の廃棄物の回収システムを実態に即したものとするため、オフィスなどにおいて社会実験を実施し、実施面での課題整理、制度面の改善や事務負担の軽減について検討を行っていく。

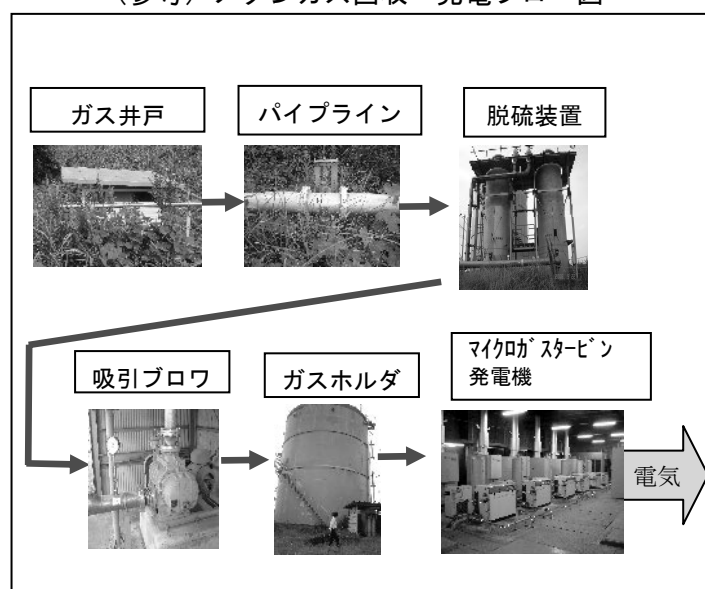
### 【熱回収の高効率化】

- 循環型社会形成推進地域計画や廃棄物処理法に基づく熱回収施設認定制度等を通じて、熱回収の高効率化を引き続き促進し、熱回収量や売電額を都民に明らかにしていく。
- 生ごみ等の有機性ごみについては、堆肥化や飼料化に加えてバイオマス\*エネルギーとしてメタンガスを回収利用すること等についても検討していく。
- 清掃工場の建て替えの際には、スケールメリットを生かすため複数自治体が連携することにより、熱回収効率の向上など施設の高度化等が図られるよう、技術的な助言や指導を積極的に行っていく。

### 【埋立処分場からのメタンガスの活用】

- 埋立処分場では、埋立処分されたごみが分解される過程でメタン等のガスが発生しており、現在、中央防波堤内側埋立地において、メタンガスを回収し、発電を行っている。
- 有機性のごみを平成9年まで埋め立てていた中央防波堤外側埋立処分場から放出しているメタンガスを回収し、既存の発電設備を利用して発電する事業計画を確実に実行していく。

(参考) メタンガス回収・発電フロー図





## ウ 3R効果の見える化

### 【資源投入量の見える化】

- 資源をとりまく状況について都民、事業者等の理解を得るために、また、資源としての回収を促進するために、製品中に使用されているレアメタルの含有量、製品に対する資源の投入量や関与物質総量（TMR）\*などの調査等を行っていく。

### 【資源の循環的利用による温室効果ガス\*削減効果の見える化】

- 気候変動を回避するためには、温室効果ガスを大幅に削減しなければならない。そのためには、廃棄物部門として、資源の循環的利用により、温室効果ガスの排出削減を進めることが重要である。  
循環的利用による温室効果ガスの削減効果については、幾つかの試算が行われているが、現在までのところ広く認められた算定ルールはない。
- そのため、今後、関係業界等との連携を図り、また、国際的な動向を踏まえながら、温室効果ガス削減効果が見える化するための統一的な算定ルールの確立を目指していく。

### 【リサイクルに関する費用の透明化】

- 区市町村が効率的にリサイクルを実施していくためには、都民の協力が重要であり、売却するための分別方法、リサイクルにかかる費用や資源の売却価格の公表が欠かせない。
- 区市町村に対し、廃棄物会計基準等を活用し、統一的な費用の算出方法等について必要な情報提供を行うなど、費用の透明化に向け支援を行っていく。

## エ 3Rの取組を支える体制づくり

### 【グリーン購入\*の普及啓発の促進】

- 社会が持続的に発展していくためには、再生資源\*を使用するなど、資源循環の仕組みを整える必要がある。
- 都として公共工事や物品調達において、積極的にグリーン購入に取り組み、再生品の利用拡大を図るとともに、民間においてもグリーン購入の拡大が図られるよう、普及啓発に努めていく。

### 【環境教育・普及啓発の推進】

- 3R施策を推進するためには、都が様々な施策に取り組むだけでなく、現状や課題、取組状況等について、都民や事業者の理解・協力を得る必要がある。そのためには、学校における環境教育の一環として清掃工場やリサイクルセンター、埋立処分場の見学を一層推進する必要がある。また、地域コミュニティの発展につながる資源の集団回収の活用も重要である。
- 九都県市や区市町村など、関係自治体等と連携を図りながら、効果的な普及啓発の方法について検討するとともに、あらゆる機会を捉えて情報を発信していく。

(参考) 埋立処分場の見学実績・見学風景

	見学人数
平成18年度	55,833人
平成19年度	62,172人
平成20年度	69,416人
平成21年度	68,568人

## (2) 適正処理の促進

### ア 有害廃棄物の適正処理の促進

- 有害廃棄物を適正に処理するため、排出者による有害廃棄物の安全管理・保管の徹底、分別の徹底を指導していかなければならない。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処理の完了期限が定められているPCB廃棄物\*の処理を促進していく。特に、微量PCB廃棄物\*については、処理費用を一部補助するなど、適正処理の促進のための体制整備等を進めていく。
- 飛散性アスベスト\*は、その適正処理のため、都の埋立処分場での受入れを継続していく。
- 水銀によるリスク削減のための条約の制定に向け、現在、国際的な検討が進められている。  
水銀による環境汚染を未然に防止するためには、水銀の製造・使用・処理の各段階での取組が必要である。  
水銀血圧計や体温計、蛍光管、ボタン電池など水銀含有製品については、代替製品への転換及び水銀使用量の削減並びに水銀含有廃棄物の回収及び適正処理について、専門家・区市町村・製造事業者・使用者など様々な関係者と検討を進め、必要な対策を講じていく。

(参考) アスベスト廃棄物の搬入



## イ 産業廃棄物の適正処理の促進

- 非飛散性アスベスト\*、廃石こうボードについては、建設リサイクル法\* 所管部局と連携し、分別や適正処理について、周知徹底を図っていく。
- 不法投棄の撲滅に向け、産廃Gメン\*の活用等により、不法投棄させないための仕組みづくりを強化していく。  
不法投棄の実態把握に努め、近隣の自治体や関係団体等と連携し、解体現場への立入調査や元請業者への指導を徹底強化する。

## ウ 一般廃棄物の適正処理の促進

- 中身が残ったままのエアゾール缶やガスボンベ、ライター等の危険物の適正処理を促進していく。また、地上デジタルテレビ放送への完全移行に伴う廃テレビの不法投棄の防止に努めていく。
- 使用済み注射針の回収など在宅医療廃棄物の適正処理を引き続き推進していく。
- 区市町村間の広域的な連携や相互協力体制を構築していくため、必要な調整を引き続き行う。
- 区市町村や近隣自治体、関係団体との連携を密にし、情報共有を図り、拡大生産者責任\*の考え方も踏まえながら、一般廃棄物の適正処理について適切な対策を講じていく。
- 生活排水に起因する汚濁負荷量\*の削減を図るため、引き続き合併処理浄化槽\*の普及を促進するとともに、区市町村と連携して適正な維持管理が行われるよう設置者に適切な指導を行う。また、島しょ地域におけるし尿処理について、し尿、浄化槽汚泥、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源化を図ることを促進する。

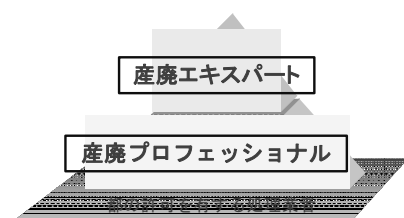
## エ 廃棄物処理施設の適切な管理運営

- 今後、新たな埋立処分場の空間を確保することは困難であり、現在の埋立処分場をより長く大切に使う必要がある。また、その際、埋立処分場の環境負荷及び維持管理のための負担を最小限に抑えることが重要である。
- 廃棄物の最終的な受入先である埋立処分場の現状、様々な取組について、廃棄物を排出している都民や事業者にも正しく理解される必要がある。都が管理運営する埋立処分場だけでなく、多摩、島しょの埋立処分場等とも連携し、埋立処分場からの情報発信に積極的に取り組んでいく。
- 区市町村が設置するリサイクル施設については、複数自治体が連携した広域処理により、より効率的な運営ができるよう必要な指導・助言を行っていく。

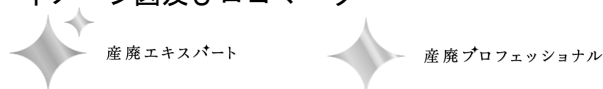
### (3) 静脈ビジネスの発展の促進

#### ア 優良な処理業者が優位に立てる環境づくり

- 廃棄物が適正に処理されるためには、排出事業者が優良な処理業者・リサイクル業者と処理契約を締結し、静脈ビジネスの発展のための環境づくりをしていく必要がある。  
資産除去債務\*の観点からも、排出事業者の適正処理費用の明確化が図られる必要がある。
- 排出事業者に対して排出者責任の徹底、適正処理・リサイクルのための必要なコストの負担等、意識啓発を図っていく。  
廃棄物処理法に基づく多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書や東京都廃棄物条例に基づく報告・公表制度の活用を進めていく。
- 処理業者、リサイクル業者に対しては、処理料金のダンピングの実態、適正処理のために必要なコストの把握等のため、事業者の規模や営業形態、処理・運搬レベルに対応した価格帯等、業界構造・実態の把握に努めていく。  
また、廃棄物処理の透明性を高めるために、廃棄物処理業者自らが排出事業者や都民に対し積極的に自社の情報を発信するよう働きかけていく。
- 静脈ビジネスの発展のために、廃棄物処理業者及びリサイクル業者が、単に廃棄物を処理する受け身的な事業者にとどまらず、環境ビジネス基盤を担う専門家として自立できるよう、第三者評価制度\*や再生事業者登録制度\*等を活用し、それぞれの自発的な取組を推進していく。
- 第三者評価制度は、国の優良性評価制度との適合・検証を含め、更新の手続の簡略化や手数料の値下げ等、その内容について検証を行っていく。



#### (参考) 第三者評価制度の イメージ図及びロゴマーク



## イ スーパーエコタウン事業\*の推進

- 都は、臨海部において、民間事業者が主体となり廃棄物処理・リサイクル施設を整備するスーパーエコタウン事業を進めてきた。
- 稼動に向け準備中の1施設について計画の実現に努めるとともに、残りの1.5ヘクタールの事業用地についても経済状況等を見極めながら必要なリサイクル施設の誘致をしていく。
- 円滑な事業運営が推進できるよう必要な調整を行っていくとともに、これらの民間事業者による事業の成果を、先進的な取組事例として、国内外に向け積極的に情報発信していく。

## ウ 共同技術研究の実施

- 3R施策や適正処理を促進し、静脈ビジネスの発展を促すためには、廃棄物処理技術及びリサイクル技術の高度化が必要である。
- 産業界、大学、研究機関等と連携し、産学公それぞれの強みを相互に生かした共同技術研究調査等を実施していく。
- 現在、都が保有し、又は蓄積している技術や知識について海外に向け積極的に情報発信するなど、国際協力を推進していく。

(参考) スーパーエコタウン事業 (既整備施設一覧)







# 附属資料

- I 前回の東京都廃棄物処理計画の計画目標に対する取組と成果
- II データ・参考資料
- III 用語解説

# I 前回の東京都廃棄物処理計画の計画目標に対する取組と成果

~~~~~

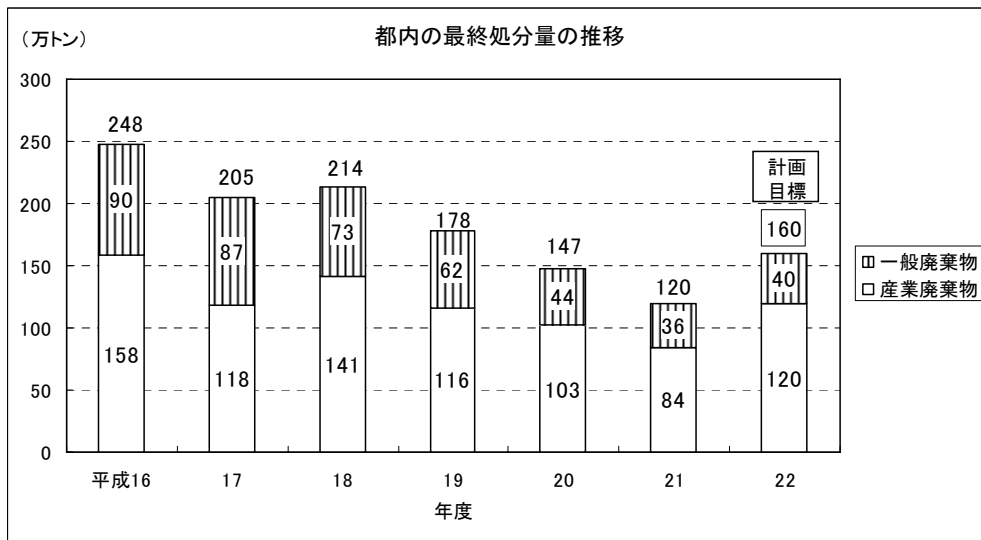
平成18年9月に策定した前回の「東京都廃棄物処理計画」に掲げた6つの目標の取組と成果は、次のとおりである。

## 前回計画の計画目標 1

平成22年度の最終処分量を160万トンに削減する（平成16年度対比35%減）。

## 取組と成果

- ・平成21年度実績 120万トン、平成16年度対比52%減
  - 内訳：一般廃棄物 36万トン（60%減）
  - 産業廃棄物 84万トン（47%減）



## 前回計画の計画目標 2

廃プラスチック類のリサイクルを促進し、埋立処分量をゼロにする。

## 取組と成果

- ・ 平成22年8月末現在、廃プラスチック類の埋立ゼロに関する協定を174社と締結
- ・ 都の埋立処分場での産業廃棄物プラスチック類の受入量は、平成23年4月からゼロの見込み
- ・ 平成20年度から、23区全てにおいて、一般廃棄物の廃プラスチック類を不燃ごみから資源（材料リサイクル・ケミカルリサイクル\*）又は可燃ごみ（サーマルリサイクル\*）に変更した。

これは、最終処分量の削減とともに、熱エネルギーの有効利用による化石燃料の使用量の抑制につながる。



埋立処分の状況〔東京都中央防波堤埋立処分場〕

## 前回計画の計画目標 3

建設泥土\*の再生利用量を5割増加させる。

## 取組と成果

- ・ 平成21年度再生利用量97万トン、平成16年度対比約6割増加、再生利用率は、15%から40%台となった。

#### 前回計画の計画目標 4

有害廃棄物の都内処理体制を確立する。

#### 取組と成果

- ・ 飛散性アスベスト\*対策として、都の埋立処分場において、平成18年2月から受入れを開始した。これまでの受入れ総量は、5,260トン（平成21年度末現在）である。
- ・ PCB廃棄物\*対策として、平成17年10月策定「東京都PCB廃棄物処理計画」に基づき、処理を開始した。  
日本環境安全事業株式会社\*東京事業所の処理能力が当初計画の約半分にとどまっていることから、これまでの処理実績は、計画量の約半分にとどまる。

|                             |               |                  |                   |                  |
|-----------------------------|---------------|------------------|-------------------|------------------|
| 平成17年度からの総合計<br>(平成21年度末現在) | トランス類<br>707台 | コンデンサ類<br>6,838台 | PCB油類<br>164,600ℓ | PCB分解量<br>539.8t |
|-----------------------------|---------------|------------------|-------------------|------------------|

#### 前回計画の計画目標 5

首都圏における広域連携を強化し、産業廃棄物の不法投棄をゼロにする。

#### 取組と成果

- ・ 都内から排出される産業廃棄物が、周辺県で不法投棄されることを防止するため、産廃Gメン\*や産廃スクラム29\*の取組などを実施している。
- ・ 平成21年度における関東地方（1都6県）の不法投棄の件数（87件）は、平成16年度対比約7割減、投棄量（1万トン）は約9割減
- ・ 感染性廃棄物\*の不法投棄防止対策として、ICタグ\*を活用した医療系廃棄物追跡システム事業を実施した。参加機関は、1,192件（平成21年度末現在）である。

|                       |                     |                       |              |               |
|-----------------------|---------------------|-----------------------|--------------|---------------|
| 参加機関内訳<br>(平成21年度末現在) | 都立及び民間<br>病院<br>37件 | 医師会加入診療<br>機関<br>952件 | 動物病院<br>130件 | 歯科医療機関<br>73件 |
|-----------------------|---------------------|-----------------------|--------------|---------------|

## 前回計画の計画目標 6

優良な産業廃棄物処理業者が市場価値を高めていくことができる仕組みを構築する。

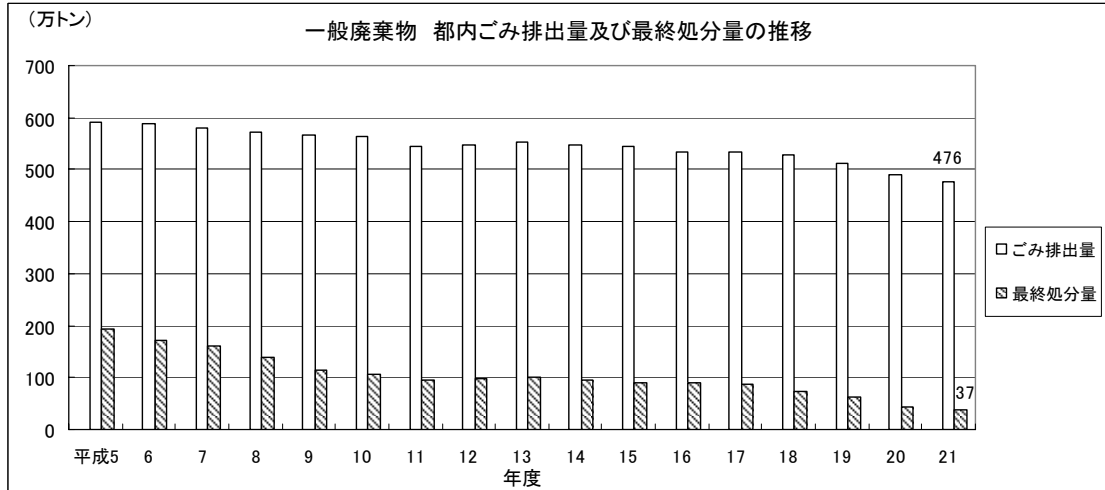
## 取組と成果

- ・ スーパーエコタウン事業\*として、現在PCB廃棄物処理施設、ガス化溶融等発電施設、建設混合廃棄物リサイクル施設（2施設）、食品廃棄物リサイクル施設（2施設）、廃情報機器類等リサイクル施設（2施設）、がれき類・建設泥土のリサイクル施設の計9施設が稼動した。さらに、1施設が稼動準備中である。  
このほかに、スーパーエコタウン事業用地として、1.5ヘクタールの未利用地がある。
- ・ 産業廃棄物処理業者の第三者評価制度\*を平成21年10月から開始した。平成21年度は、優良事業者として産廃エキスパート107社、産廃プロフェッショナル77社、平成22年度は、産廃エキスパート37社、産廃プロフェッショナル38社を認定した。

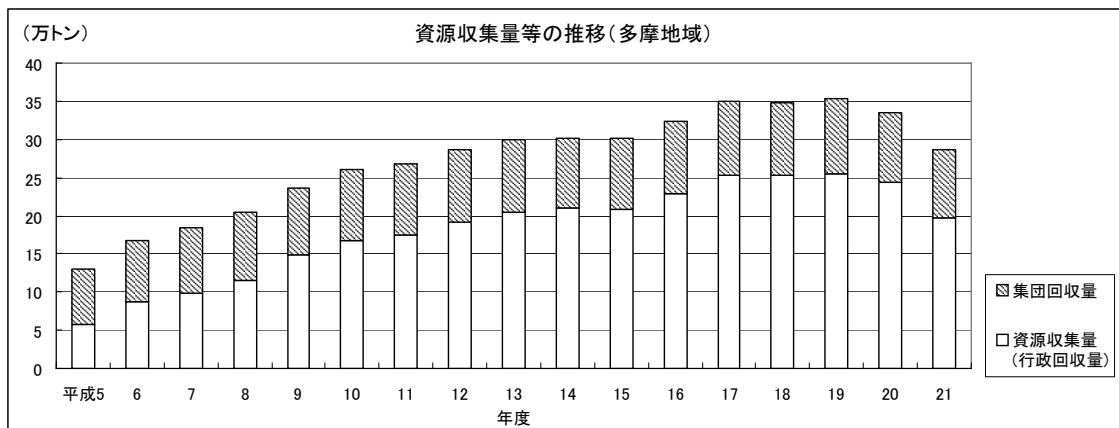
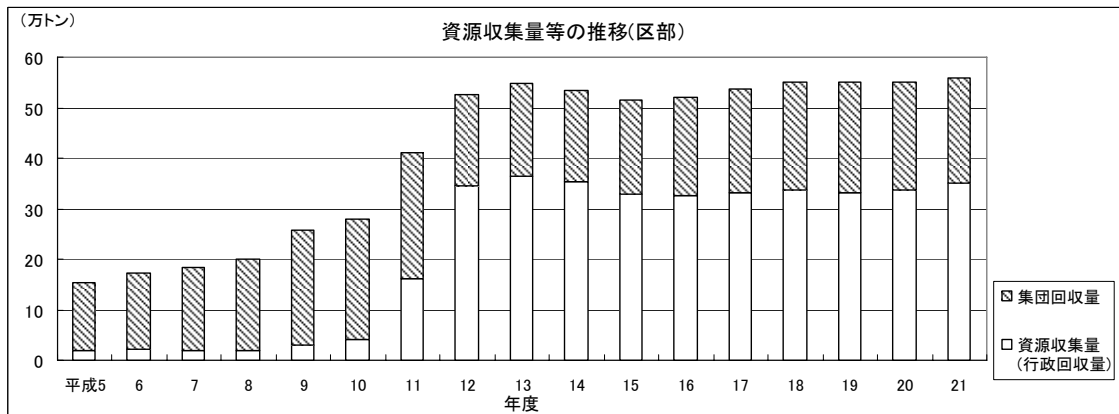
参考：産業廃棄物処理業の許可件数 13,470件（平成21年度末）

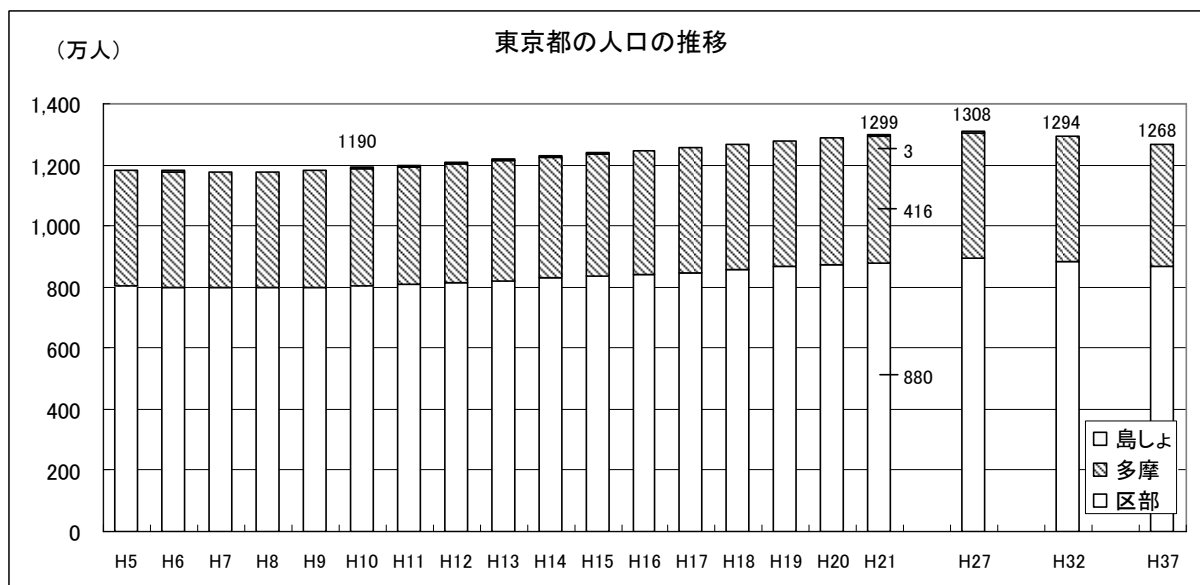
## Ⅱ データ・参考資料

### 1 一般廃棄物の動向

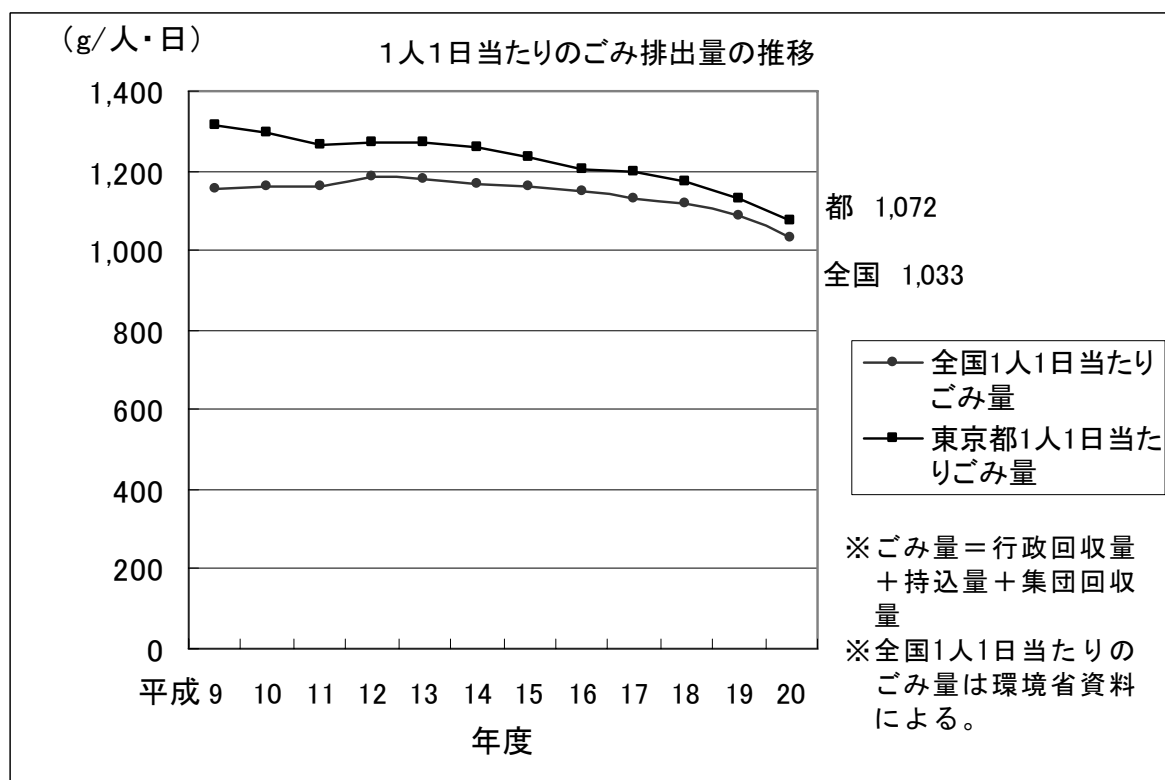


※ごみ排出量は、ごみ量と資源量(資源収集量及び集団回収量)



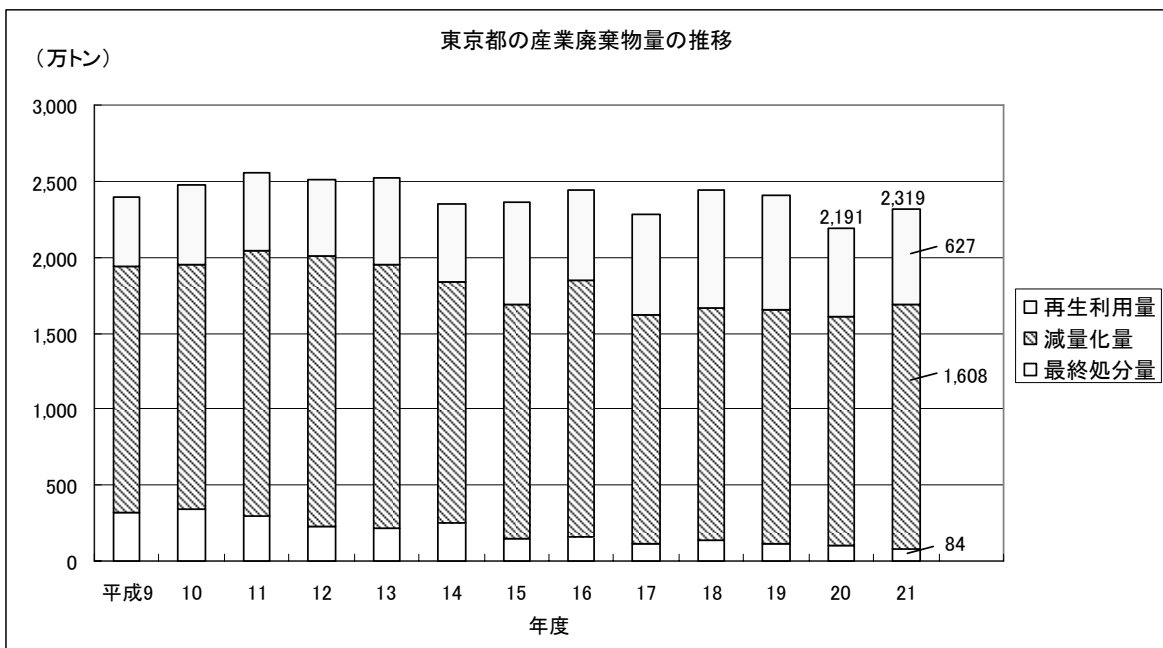
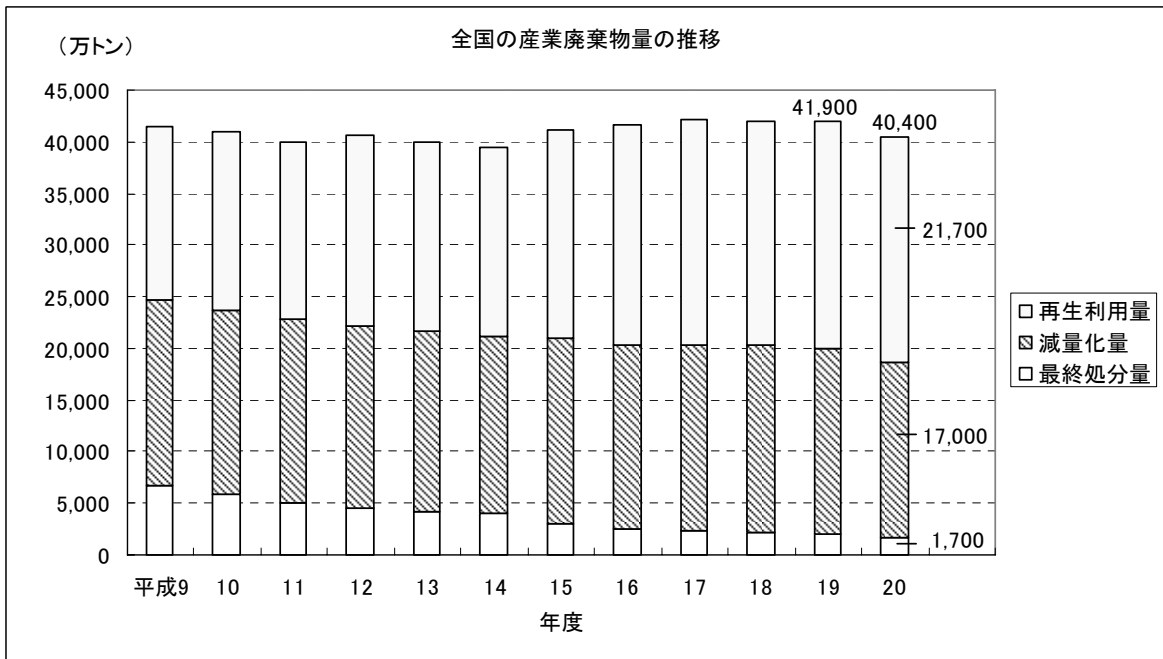


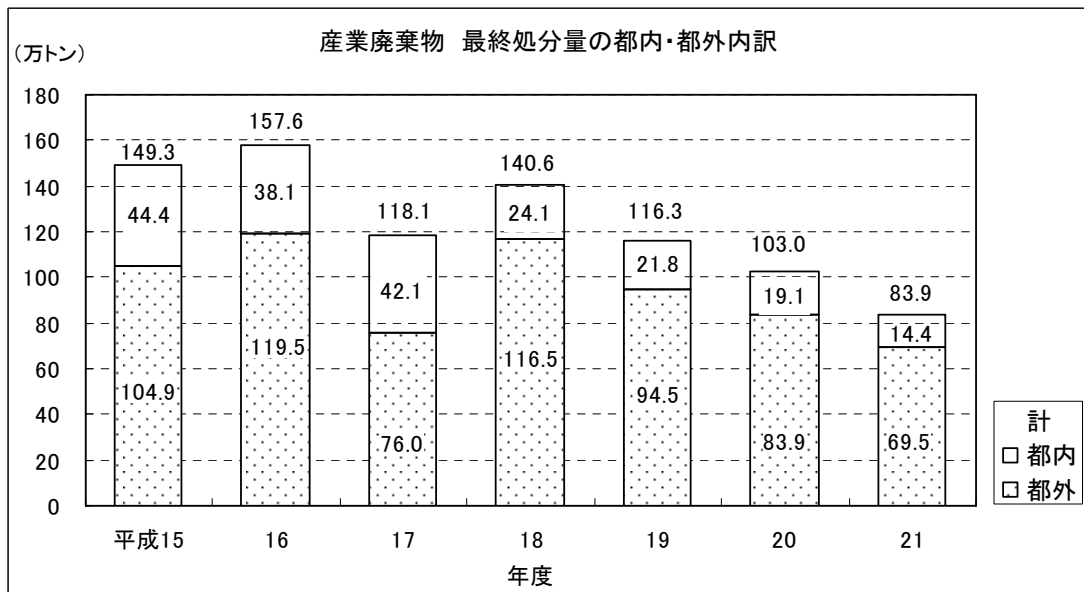
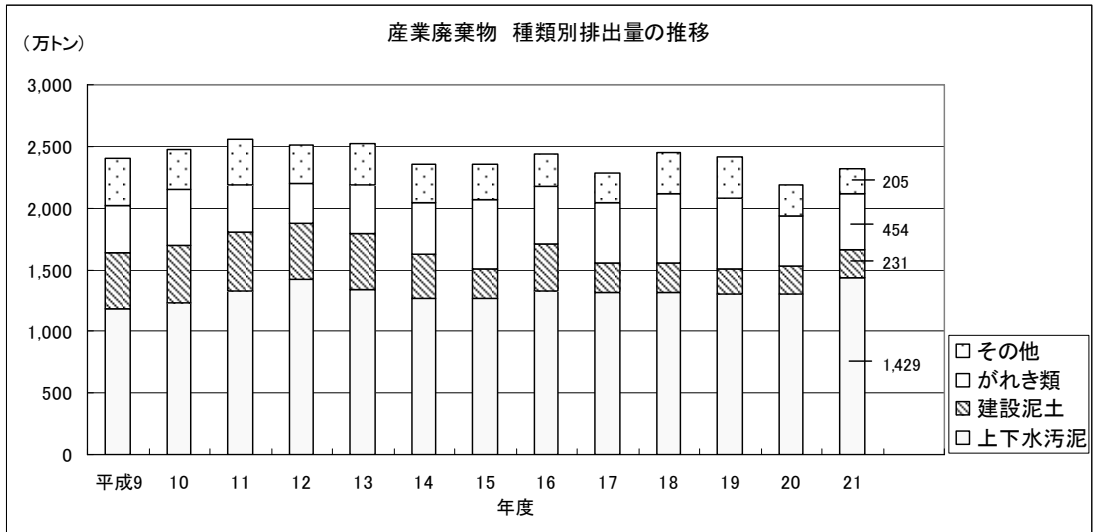
※各年 10 月 1 日現在の人口      ※出典「東京都の人口（推計）」東京都総務局  
 ※H27、H32 及び H37 の数値は、東京都総務局「東京都区市町村別人口の予測（平成 19 年 3 月）」による。

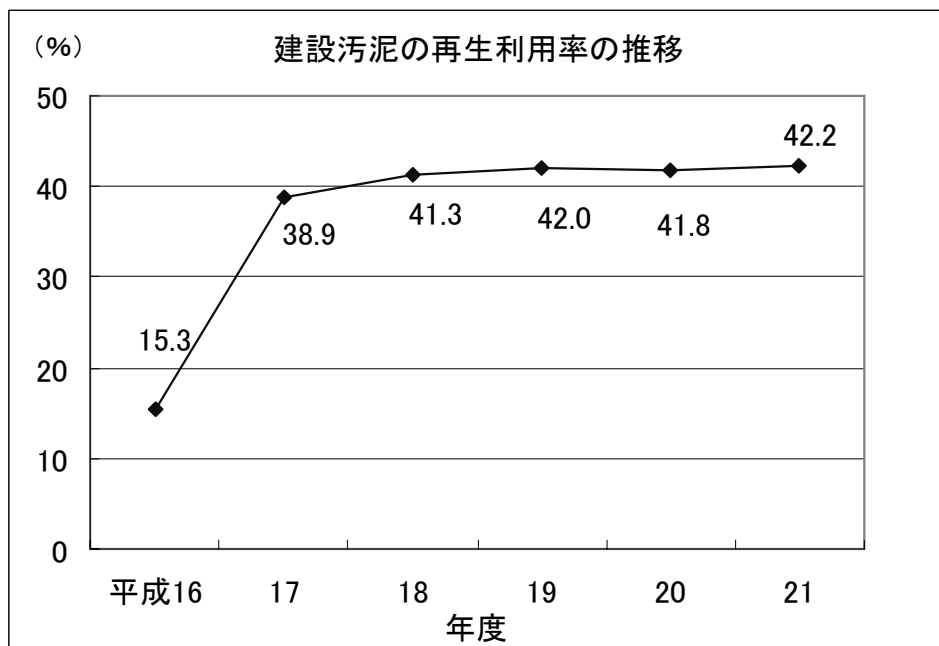
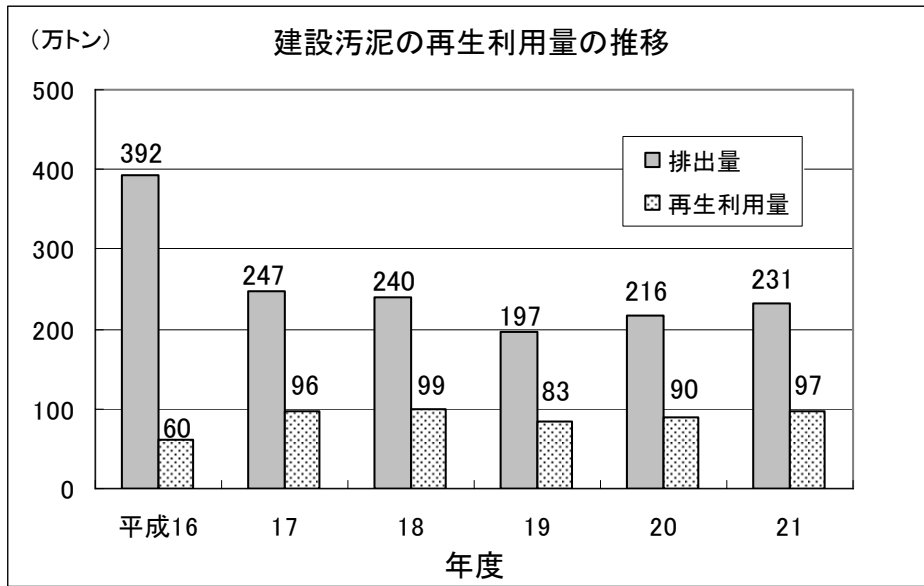




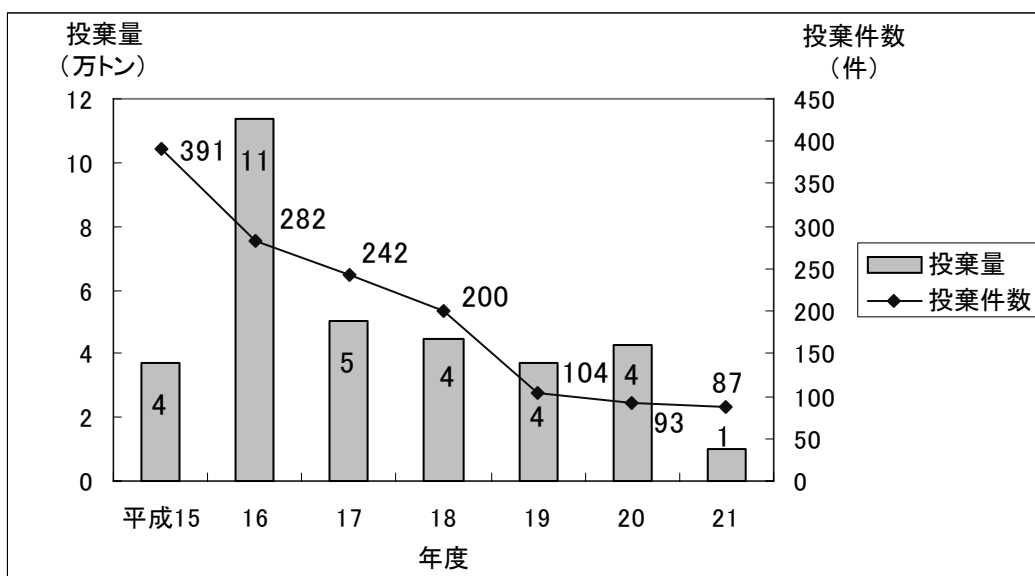
## 2 産業廃棄物の動向



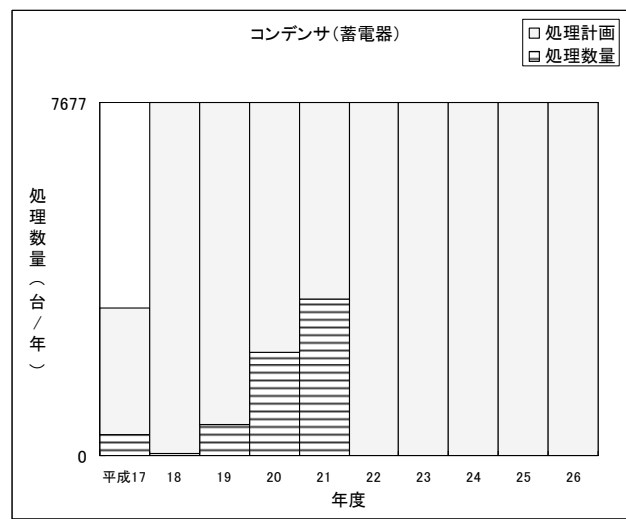
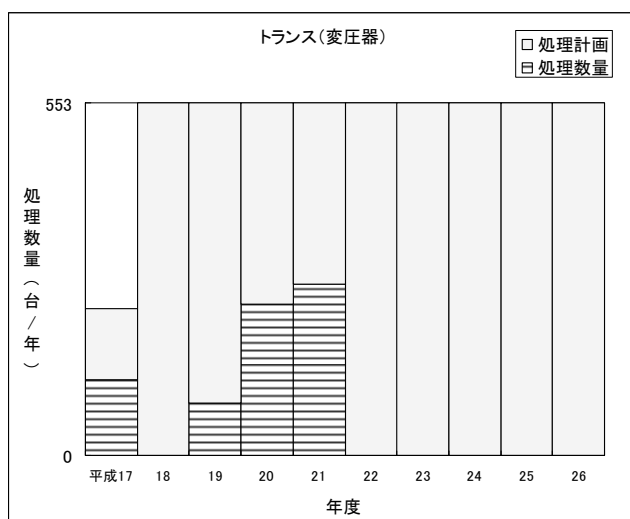




### 産業廃棄物の不法投棄量・件数



### PCB処理の進捗状況（日本環境安全事業株式会社東京事業所）



### Ⅲ 用語解説

---

#### あ 行

##### ICタグ

様々な情報が記録できる無線ICチップを内蔵したタグ（荷札）のこと。

感染性廃棄物の各容器に貼り付けたICタグのデータを、①病院からの排出時②中間処理施設への搬入時③焼却直前の3度にわたり、容器ごとに電子的に読み取り、各段階でICタグデータと管理サーバのデータとを照合確認することで、感染性廃棄物が確実に処理されたことを記録・証明し、不法投棄のリスクを回避することができる。

##### 一般廃棄物

ごみ、し尿、浄化槽汚泥等、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭廃棄物とに区分される。

##### エコセメント

ごみ焼却灰等に石灰石、粘土、石こうなどを補充して成分を調整したのち、約1,350度以上で焼成して製造されたセメントのこと。エコセメントとは、エコロジーとセメントとを合わせた造語であり、土木建設資材として日本工業規格（JIS）に定められている。

多摩地域では、ごみ焼却施設から排出される焼却灰等を「エコセメント」に再生するエコセメント化施設が整備されている。

##### 汚濁負荷量

排水中に含まれる汚濁物質の量のこと。

##### 温室効果ガス

地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などのガスのこと。

## 拡大生産者責任

製品等の製造者や販売者が、その製品等が廃棄物になった後においても、自ら回収してリサイクルを行うなどの一定の責任を負うこと。

## 合併処理浄化槽

し尿とその他の生活排水とを併せて処理する浄化槽のこと。これに対して、し尿のみの処理を行うものを単独処理浄化槽という。

## 家電リサイクル法

正式名称は、「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年6月公布）という。

家庭等から排出される使用済み家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）について、消費者、小売業者、製造事業者等の役割分担を定めている。

## 感染性廃棄物

病院や診療所などの医療関係機関等から発生する、感染のおそれのある廃棄物のこと。血液等、臓器、注射針、血液等が付着したガーゼ、病原微生物に関連した試験、検査等に用いられた試験管などがあり、特別管理廃棄物に該当する。

## 関与物質総量（TMR, Total Materials Requirement）

ある資源を得るために、環境中から取り出される物質の総量のこと。採掘時の土砂等の量や製錬に必要な石炭等の量を含む。

## 九都県市

首都圏の埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の計9自治体のこと。

九都県市は、共同で九都県市首脳会議を設置している。廃棄物処理問題については、首脳会議の下部組織として廃棄物問題検討委員会を設置して、首都圏における廃棄物問題の解決に向け、地域間の連携を強化している。

## グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく環境の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

## ケミカルリサイクル

使用済みの資源を、そのままではなく、化学反応により組成変換した後にリサイクルすること。主に廃プラスチックの油化・ガス化・コークス炉化学原料化などを指す。

## 建設泥土

シールド工法によるトンネル工事や杭基礎工事等から発生する泥状のもののうち、含水率が高く、粒子が微細な泥状の土のこと。廃棄物処理法上の汚泥に該当する。なお、「泥状」とは、ダンプトラックに山積みができず、その上を人が歩けない状態をいう。

## 建設廃棄物

建築物等の新築、解体工事等に伴い発生した廃棄物のこと。主なものとして、コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材の他、プラスチック類、石こうボードなどがある。

## 建設リサイクル法

正式名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月公布）という。

建築物等の新築・解体工事に伴い排出されるコンクリート、アスファルト・コンクリート、木材の分別やリサイクルを義務付けている。

## 戸別（各戸）収集

区市町村が行うごみ収集の方式の一つで、各家庭の前に排出されたごみを一軒ごとに回収する収集方式のこと。

さ 行

## サーマルリサイクル

廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収し、発電や地域冷暖房などに活用すること。

## 再生事業者登録制度

廃棄物処理法第20条の2に基づき、廃棄物の再生を業として営んでいる者が、一定基準に適合するときに、都道府県知事の登録を受けることができる制度のこと。

## 再生資源 (Recycled material)

天然資源と対比した言葉であり、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として使用することができるもの又はその可能性のあるものをいう（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項）。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法に基づく政令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

## 産廃Gメン

不法投棄などの不適正処理の防止と早期発見等を一層強化するため、東京都が平成14年度に設置した組織のこと。

## 産廃スクラム29（産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会）

産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止に向けた監視体制を充実するため、都が、平成12年11月に近隣の21県市に呼びかけて結成した広域連携協議会のこと。現在、協議会への参加自治体は29に増え、「産廃スクラム29」として、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査の実施、硫酸ピッチ対策等の情報交換を進めている。

## 資産除去債務

資産除去債務とは、企業の有形固定資産の除去に関する法律・契約上の義務等のこと。アスベストやPCB等を法令に基づく特別な方法で除去・処理する義務も含まれる。

これらの義務の履行に要する将来費用（アスベストやPCBの処理費等）を、あらかじめ貸借対照表や損益計算書に反映させる会計基準が2010年度から導入されている。

## 自動車リサイクル法

正式名称は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年7月公布）という。使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車メーカー等を中心とした関係者に役割分担を義務付けている。

## 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布）に基づき、国が、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める、循環型社会の形成に関する基本的な計画のこと。



## 静脈物流

使用済製品や廃棄物を処理施設まで運搬すること。動脈物流（製品の生産・消費段階の物流）と対比して使用する。

## スーパーエコタウン事業

廃棄物問題の解決と新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、国の都市再生プロジェクトの一環として、東京臨海部に民間事業者等が主体となり廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進める事業のこと。

## 3 R（スリーアール）

廃棄物等の発生抑制（リデュース：Reduce, 廃棄物になる量を抑制すること。）、リユース（Reuse, 繰り返し使用すること。）、リサイクル（Recycle, 資源として再び利用すること。）を総称して3 R（スリーアール）という。

た 行

## 第三者評価制度

都は、平成21年10月から、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度（「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」認定制度）を開始した。

この制度は、①健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展、②優良な処理業者の育成と適正処理の推進、③排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供を目的として、都が指定した第三者評価機関が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理・資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を評価・認定する制度である。

な 行

## 日本環境安全事業株式会社

PCB廃棄物の処理を目的として、政府の全額出資により設立された会社のこと。全国5か所にPCB廃棄物処理施設を設置し、PCB廃棄物の処理業務を行っている。

は 行

## バイオマス

木材、動物のふん尿、食品廃棄物など、生物由来の有機性資源のこと。ただし、化石資源は含まない。

## 廃棄物処理法

正式名称は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月公布）という。

高度経済成長に伴い多くの公害問題が顕在化したことに伴い、昭和45年に制定された、廃棄物の処理に関する基本的な制度を定める一般法である。

## 飛散性アスベスト

吹付けアスベスト（石綿繊維をセメントに混ぜて、鉄骨、コンクリート壁、天井その他に吹き付けたもの）や、アスベスト含有保温材などのこと。これらは、特別管理産業廃棄物として扱われる。

## 非飛散性アスベスト

アスベスト成形板（アスベストをセメント等で加工し、平板状、波板状その他の形状に成形した建材）などのこと。非飛散性アスベストを撤去・処分する際に、破碎・破断するとアスベストが飛散するおそれがある。

## PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

PCB及びPCBが塗布されたものや付着したものなどが廃棄物になったもののこと。

PCB廃棄物は、各事業者により約30年にも及ぶ長期保管がなされている。

## 微量PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

PCBを使用していないとする電気機器等であって、微量のPCBに汚染された絶縁油を含むもののこと。PCBの濃度が0.5ppmを超えた場合は、国が認定する無害化処理施設において処理することとされている。

や 行

## 溶融スラグ

ごみ焼却灰を高温で溶融した後に、冷却して固化したもののこと。舗装用骨材や埋戻材等に利用される。重金属の溶出が抑えられるとともに、高温で処理されるため、ダイオキシン等が分解されるという効果がある。

### レアメタル

地球上の存在量がまれであるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため、安定供給の確保が政策的に重要であるものこと。

### リターナブルびん

リターナブルという言葉は、「返却できる」という意味で、使用后、そのまま回収し、洗浄され、再び製品を詰め直すという過程を繰り返して、使用される容器のこと。現在主なリターナブルびんの材質としては、ガラスが用いられている。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています